

甲州市学校給食
食物アレルギー対応ガイドライン

| | | |
|-------|----|----|
| 平成26年 | 6月 | 策定 |
| 令和2年 | 4月 | 改訂 |
| 令和3年 | 4月 | 改訂 |
| 令和5年 | 4月 | 改訂 |
| 令和8年 | 3月 | 改訂 |

甲州市教育委員会

目次

| | |
|---------------------------|--------------------------------|
| はじめに | P 1 |
| 1. 基本的な考え | P 2～3 |
| 2. 食物アレルギーに対する役割分担 | P 4～6 |
| 3. 食物アレルギーの把握から決定まで | P 7～8 |
| (1) 基本的な流れ | |
| (2) 対応申請等の資料・様式について | |
| 4. 食物アレルギー対応について | P 9～10 |
| (1) 毎月の食物アレルギーの対応の流れ | |
| (2) 具体的手順と配慮事項 | |
| 5. 学校における食物アレルギー対応の体制について | P 11 |
| 6. 緊急時対応・連絡先等について | P 12～15 |
| ○各種様式・資料 | |
| ・資料1 | 学校給食における食物アレルギー対応について |
| ・資料2 | 学校給食における食物アレルギー対応に関わる書類の提出について |
| ・様式1 | 食物アレルギー対応申請書 |
| ・様式2 | 食物アレルギー個人調査票 |
| ・様式3 | 食物アレルギー対応決定通知書 |
| ・様式4 | 食物アレルギー対応中止申請書 |
| ・様式5 | 食物アレルギー面談記録票 |
| ・参考資料1 | 給食時の対応と指導についての手引き |
| ・参考資料2 | 食物アレルギー対応表記入例 |
| ・学校生活管理指導表 | |
| ・参考文献・引用文献 | |

はじめに

近年、食物アレルギーを有する児童生徒は増加傾向にあり、安心した学校生活を送るためにも、学校給食における食物アレルギー対応は重視されており、全ての教職員が正しい知識と適切な対応を身に付ける必要があります。

本市におきましては、平成26年に「甲州市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン」を策定し、食物アレルギーを有する児童生徒の症状に応じた学校給食が提供できるよう、きめ細かな対応に努めてまいりました。

その後も、国の学校給食における食物アレルギーに関する動向を踏まえながら、その都度、改訂するなど、適切な対応策を講じてまいりました。

このたび、現在のアレルギー関係マニュアルを改めて見直し、除去食品目の見直しや様式等の一部を改訂することといたしました。

学校においては、文部科学省より示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」、日本学校保健会より示された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」をもとに、本ガイドラインの十分な活用をお願いします。

関係教職員及び児童生徒がアレルギー疾患について、正しい知識を持ち、適切な対応を理解し、アレルギー疾患を有する児童生徒に必要な配慮をしながら、保護者や主治医等と連携を図ることで安全・安心な学校生活につながるものと考えます。

最後に、本ガイドラインの作成にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和8年3月吉日
甲州市教育委員会
教育長 小林 俊彦

1. 基本的な考え

学校給食における食物アレルギー対応は、すべての学校職員、教育委員会、保護者、医療機関等が連携し、組織的に対応することが重要。

- (1) 対象となるのは、医師の診断により即時型・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー等の病型を有する食物アレルギーの児童生徒である。
- (2) 甲州市の学校給食の対応は以下の3つの方法で実施する。いずれの場合も食物アレルギー対応表等の資料を配付する。
 - ①一部弁当持参
 - ②完全弁当持参
 - ③除去食の提供

※除去食とは、食物アレルギーの原因食物を除いた料理のことである。

※原因食物の除去により料理として成立しない場合は、除去食の提供が困難となるため、家庭から一部弁当を持参するものとする。（例：卵除去のオムレツ、衣に卵を使用した既製品の魚フライ等）

※勝沼地区単独調理場については、除去食の提供は行わない。
- (3) 除去食の対応品目は下記のとおりとする。

| | | | |
|----|----|---|--------|
| えび | かに | 卵 | 牛乳・乳製品 |
|----|----|---|--------|

- (4) 甲州市の学校給食では、くるみ、そば、落花生（ピーナッツ）及びカシューナッツは使用しない。
- (5) 食物アレルギーを有する児童生徒にも、学校給食を提供するため、安全性を最優先とする。安全性の確保のため、原因食物については完全除去（提供するかしないか）を原則とし、段階的な対応は行わない。また、極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合、弁当対応を考慮する。

※調味料・だし・添加物について

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去する必要はない。これらの食品まで除去が必要な児童生徒は、当該食物に対し重篤なアレルギーがあることを意味するため、弁当対応を考慮する。

| 原因食物 | 除去する必要のない調味料・だし・添加物等 |
|------|----------------------|
| 鶏卵 | 卵殻カルシウム |
| 牛乳 | 乳糖・乳清焼成カルシウム |
| 小麦 | しょうゆ・酢・みそ |
| 大豆 | 大豆油・しょうゆ・みそ |
| ゴマ | ゴマ油 |
| 魚類 | かつおだし・いりこだし・魚しょう |
| 肉類 | エキス |

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」より

- (6) 学校生活管理指導表に基づき対応を実施する。
学校生活管理指導表とは、学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものである。12 カ月ごとに医師が作成したものを提出することを必須とする。
- (7) 調理施設・設備・人員等をふまえた上で、対応方法を協議する。
- (8) 食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、学校および学級で十分な教育上の配慮を行う。
- (9) 給食対応が不要になった時は、中止申請書及び解除の証明書（学校生活管理指導表）の提出を受け、通常給食を提供する。

2. 食物アレルギーに対する役割分担

〈教育委員会〉

- ①「甲州市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン」を策定する。
- ②人的及び物理的な環境の整備をすると共に食物アレルギーの対応を可能とする体制を整える。
- ③学校給食における対応について共通理解が得られるよう学校と連携を図り、指導する。
- ④学校給食における対応について消防署や医師会（学校医）等と連携を図る。
- ⑤食物アレルギーを有する児童生徒の学校給食における対応内容を把握する。
- ⑥状況に応じて個人面談に出席し、保護者に基本的な考え方を説明すると共に、アレルゲンや症状、家庭での対応状況を把握する。
- ⑦アレルギーを有する児童生徒に申請内容の協議結果を通知するため「食物アレルギー対応決定通知書」を交付する。
- ⑧必要に応じ、「甲州市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン」検討会を開催する。検討会の構成員は次のとおりとする。
「教育長・教育総務課長・医療関係者・保護者（PTA代表）・校長会代表・教頭会代表・養護教諭代表・栄養教職員・その他教育委員会が必要と認める者」

〈保護者〉

- ①医師の診断により学校給食において食物アレルギーの対応が必要な場合、「甲州市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン」をもとに配付された「食物アレルギー対応申請書」「食物アレルギー個人調査票」「学校生活管理指導表」等を提出し、個人面談に出席する。
- ②毎月配付される食物アレルギー対応表及び食品成分表等を確認し、期日までに学校に提出する。
- ③食物アレルギー対応表等を毎日確認し、該当食材の有無や必要な対応について児童生徒とともに確認する。
- ④毎年「食物アレルギー個人調査票」「学校生活管理指導表」を提出し食物アレルギーの状況や対応について確認を行う。
- ⑤年度途中で変更が生じた場合は学校に連絡し、学校生活管理指導表等をもとに対応方法を再度検討する。
- ⑥弁当を持参する場合、気温に応じ保冷剤や保温容器等を使用し安全に管理できるよう準備する。

〈学校長〉

- ①関係職員の共通理解を図るために「甲州市学校給食食物アレルギー対応ガイドライン」「学校生活管理指導表」に基づいて指導する。
- ②校内食物アレルギー対応委員会を設けて組織的に対応する。委員会の構成員は、校長・教頭・教諭（学級担任、給食主任等）・養護教諭・栄養教職員・医療関係者・調理員代表等とする。
- ③「食物アレルギー対応申請書」「食物アレルギー個人調査票」「学校生活管理指導表」を回収し教育委員会に提出する。（「食物アレルギー個人調査票」「学校生活管理指導表」については、原本を保存しコピーを提出する）
- ④「食物アレルギー対応決定通知書」により対象児童生徒の対応方法を把握する。
- ⑤教育委員会への対応実施の諮問、保護者への対応決定の伝達を行う。
- ⑥「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」作成の指示をする。
- ⑦食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握及び情報収集を指示する。
- ⑧学校における除去食の受け取り者を任命する。

- ⑨緊急時（誤食・アナフィラキシー等）は教育総務課学校給食担当（学校給食センター）へ報告する。

〈教頭〉

- ①実態把握の総括及び集約情報の管理を行う。
- ②保護者等との面談を実施するため関係者の調整を行うとともに、自らも個人面談に出席する。
- ③校内研修を計画し実施する。
- ④校内体制の連絡調整を行う。
- ⑤「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」の管理、確認をする。
- ⑥教諭（学級担任等）、養護教諭等と連携し給食で提供されるべき内容を確認する。
- ⑦栄養教職員との連絡調整にあたる。
- ⑧食物アレルギーの対応に関する説明会が開催される場合、参加する。

〈教諭（学級担任等）〉

- ①保護者からの申し出を速やかに関係職員へ伝達し、連携を図るとともに緊急時の体制を周知する。
- ②食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、養護教諭、給食主任等との連携を図る。
- ③個人面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応方法を把握する。
- ④「給食時の対応と指導についての手引き」（参考資料1）をもとに、教諭等が児童生徒の食物アレルギー対応を確認し、誤りなく喫食させる。
- ⑤食物アレルギーを有する児童生徒が、安全で楽しい給食時間を送れるよう配慮する。
- ⑥他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

〈給食主任〉

- ①個人面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応方法を把握し、職員の共通理解を図る。
- ②食物アレルギーを有する児童生徒の実態を学校全体で把握し、教諭（学級担任等）や栄養教職員との連携を図る。
- ③栄養教職員との連絡調整にあたる。
- ④「給食時の対応と指導についての手引き」（参考資料1）をもとに共通理解を図る。
- ⑤食物アレルギーの対応に関する説明会が開催される場合、参加する。

〈養護教諭〉

- ①個人面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応方法を把握し、教諭（学級担任、給食主任等）及び栄養教職員と連携を図る。
- ②「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル改訂版（山梨県教育委員会）」をもとに「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、緊急時の対応を全職員に周知徹底する。
- ③必要に応じ、主治医や学校医との連携を図る。
- ④他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
- ⑤栄養教職員と連携して、個別指導を行う。
- ⑥食物アレルギーの対応に関する説明会が開催される場合、参加する。

〈学校の食物アレルギー担当〉 ※学校の実情に応じて担当者が役割を担う

- ①食物アレルギー対応表（参考資料2）の配付・回収を行う。
- ②食物アレルギー対応表（参考資料2）のアレルギー対応欄と各担当サインの確認をする。

〈栄養教職員〉

- ①個人面談に出席し、原因食物や症状、家庭での対応状況を把握し、教頭、教諭（学級担任等）、養護教諭等と連携を図り、対応する。
- ②給食での対応方法について、保護者に説明を行う。
- ③養護教諭と連携して、個別指導を行う。
- ④食物アレルギー対応表（参考資料2）を作成する。
- ⑤食物アレルギーの対応に関する説明会が開催される場合、出席する。
- ⑥食物アレルギー対応表（参考資料2）を学校を通して保護者へ渡し、対応方法の確認をする。あわせて食品成分表（食品に含まれる成分を示した資料）を保護者へ提供する。
- ⑦給食調理員に学校給食での食物アレルギー対応内容を説明し、周知徹底を図る。
- ⑧除去食の食札を作成する。
- ⑨除去食の調理において混入がないように「調理指示書」「作業工程表」等をもとに、調理員へ指示する。
- ⑩給食時の指導について、教諭（学級担任等）と連携を図り、食物アレルギーを有する児童生徒が安全で楽しい給食時間を送れるよう配慮する。

〈調理員〉

- ①栄養教職員と連携し、必要に応じて保護者との個人面談に出席する。
- ②食物アレルギーを有する児童生徒の実態について確認する。
- ③栄養教職員の指示をもとに、調理を正確に行う。
- ④除去食の食札等を確認する。
- ⑤除去食を給食コンテナに入れる。

〈医療関係者〉

- ①学校と連携し、食物アレルギー対応に関する指導・助言を行う。
- ②疾病やエピペン®の取り扱い等について、研修会を実施する。

〈消防機関〉

- ①学校から提供された情報に基づき対応する。
- ②エピペン®保持者に関する情報を受け、対応する。
- ③各種相談及び指導助言を行う。

3. 食物アレルギーの把握から決定まで

(1) 基本的な流れ

| 新小学1年生 | |
|-------------------|--|
| 8 月 | 教育委員会が就学時健康診断書類送付時に、【資料1「学校給食における食物アレルギー対応について」】を同封する。 |
| 9 ～ 11 月 | <p style="text-align: right;">在校生・転入・新規</p> 栄養教職員が就学時健康診断時に聞き取りを行い、配慮や管理の必要性について確認を行う。 |
| | 教育委員会が対象の保護者に【資料2「学校給食における食物アレルギー対応に関わる書類の提出について」】、【様式1食物アレルギー対応申請書】、【様式2食物アレルギー個人調査票】を渡し、【様式1】、【様式2】、学校生活管理指導表の提出を依頼する。 ※【様式1】は新規申請時のみ提出を依頼する。 |
| 1 月 以 降 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と関係職員で面談を行う。(提出された資料の内容について確認する。学校は学校生活における対応を説明する。栄養教職員は献立の内容・使用食材等、給食での対応を説明する。) ・学校は【個人カルテ】、【食物アレルギー取組プラン】作成する。 ・緊急時の対応について決定した内容は必要に応じて【医療用医薬品預かり書】等の関係書類を準備する。 ・学校は【様式1】、【様式5面談記録票】のコピーを取り、原本を教育委員会へ提出する。【様式2】、学校生活管理指導表は原本を保管し、コピーを教育委員会へ提出する。 ・学校は、アドレナリン自己注射薬を処方されている児童生徒について、消防署へ【アドレナリン自己注射薬に係る情報提供について(依頼)】により情報提供を行う。 |
| 3 月 | ・教育委員会は、ここまでの提出書類をもとに、施設設備の整備状況や人員の配置状況なども含め慎重に判断し、【様式3食物アレルギー対応決定通知書】を学校へ送付する。 |
| 随 時 | <p>〈変更〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更がある場合、保護者は学校生活管理指導表等を提出し、対応方法を検討する。 ・【様式1】【様式2】に変更がある場合、保護者は赤色で訂正し、訂正した日付の記入と訂正印を押す。 ・教育委員会は書類がそろったら、3月と同様の流れを行う。 <p>〈中止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応を中止する場合、【様式4食物アレルギー対応中止申請書】、学校生活管理指導表の提出を保護者へ依頼する。 ・アドレナリン自己注射薬が不要になった場合、学校が消防署へ【アドレナリン自己注射薬に係る情報提供について(通知)】を提出する。 ・学校は【様式4】のコピーを取り、原本を教育委員会へ提出する。 |

(2) 対応申請等の資料・様式について

①資料・様式一覧

【流れの見方】 教=教育委員会 学=学校 保=保護者 栄=栄養教職員

| 書類 | 流れ | 提出後の保管場所 |
|-------------------------------------|-------------------------------|---------------|
| 【資料1】学校給食における食物アレルギー対応について | 教 → 保 | — |
| 【資料2】学校給食における食物アレルギー対応に関わる書類の提出について | 学 → 保 | — |
| 【様式1】食物アレルギー対応申請書 | 学 → 保 → 学 → 教 | 原本：教 コピー：学 |
| 【様式2】食物アレルギー個人調査票 | 学 → 保 → 学 → 教 | 原本：学 コピー：教 |
| 【様式3】食物アレルギー対応決定通知書 | 【学校宛】教 → 学 【保護者宛】教 → 学 → 保 | 原本：教 コピー：学 |
| 【様式4】食物アレルギー対応中止申請書 | 学 → 保 → 学 → 教 | 原本：教 コピー：学 |
| 【様式5】面談等記録票 | 栄 → 学 → 教 | 原本：教 コピー：学 |
| 学校生活管理指導表 | 保 → 学 → 教 | 原本：学 コピー：教 |

※以下の様式は「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」（山梨県教育委員会）の最新様式をダウンロードする。学校は以下の様式を使用した際は教育委員会へコピーを提出する。

- ・個人カルテ
- ・食物アレルギー取組プラン
- ・経過記録票
- ・医療用医薬品預かり書（依頼書）
- ・アドレナリン自己注射薬に係る情報提供について（依頼）
- ・アドレナリン自己注射薬に係る情報提供について（通知）
- ・アドレナリン自己注射薬に関わる救急隊への情報提供票
- ・学校における食物アレルギー等アナフィラキシー症状の発症報告について（報告）
- ・学校における食物アレルギー等アナフィラキシー症状の発症報告書

②書類の保管及び更新における注意事項

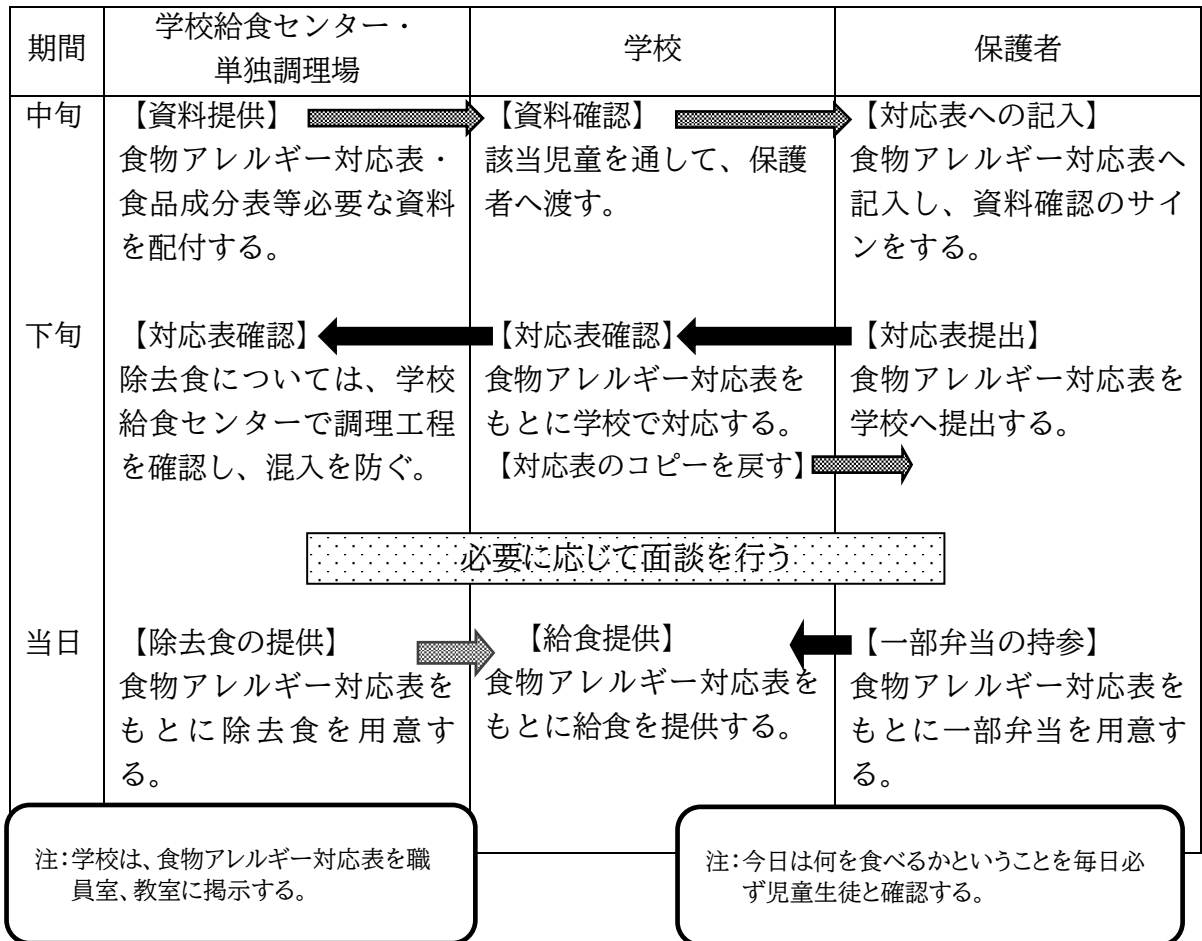
- ・【様式1～5】と学校生活管理指導表を更新の都度保管する。内容を速やかに確認できるように保管場所は職員室及び教育委員会とする。
- ・原本の保管年数は、所属校を卒業後1年間とする。
- ・書類の確認や更新の手続きなどについては、学校と教育委員会が行う。
- ・【様式4】が提出された時点で対応終了となるが、所属校卒業までは保管するものとする。
- ・書類については、年度ごとに再確認し、本ガイドラインに沿って更新を行う。
- ・年度途中で学校生活管理指導表を提出した場合は、次年度末まで有効とする。

4. 食物アレルギー対応について

(1) 毎月の食物アレルギーの対応の流れ

毎月の対応について、前月中に保護者、学校、学校給食センター・単独調理場間で食物アレルギー対応表（参考資料2）にて確認を行う。食物アレルギー対応表は、コピーを家庭へ返却し、原本を学校給食センター・単独調理場へ提出して保管する。学校はコピーを保管する。

食物アレルギー対応表とは、1ヶ月分の献立について、保護者が原因食物を含む料理に対して希望する対応方法（除去食、家庭より持参、食べない）を選択し、確認するためのものである。



(2) 具体的手順と配慮事項

全対応共通事項

- ・対象の児童生徒は最初に配膳を行う。
- ・食物アレルギーに該当する食材がある場合、その日の献立すべてのおかわりを禁止する。
- ・給食の配膳時、受け取った状態で配膳する（麺と汁を混ぜて配膳、ビビンバの具とご飯を混ぜてから配膳等はしない）。

①除去食

ア) 対象の児童生徒に応じた除去食を別の容器（保温機能付お弁当箱）で提供する。

※容器には右記の食札が貼り付けてある。

イ) 除去食はコンテナにより運搬される。

食 札

令和〇年 〇月〇日（〇曜日）
 〇〇〇小学校 〇年〇組
 氏名 甲州 太郎
 献立名 フルーツヨーグルト
 除去食品 乳・乳製品
 喫食状況（いづれかに印） 食べた 欠席
その他（体調が悪い、食欲がない等）

| | | |
|---------|----------|---------|
| 受取印(コナ) | 受取印(職員室) | 受取印(教室) |
|---------|----------|---------|

ウ) 校内手順

- ・学校は、以下の手順をもとにそれぞれの担当を決める。
- ・児童生徒の状況により④⑤⑦に対応できない場合は、補助者を事前に決める。

| | |
|-----------------|---|
| ①確認 | 各個人の食物アレルギー対応表を職員室と該当者の教室等に掲示し、全職員で確認する。該当日については、教頭が教諭（学級担任等）、養護教諭等と当日の除去食の内容を把握する。 |
| ②受け取り | 学校で決めた担当者が受け取り、食札に確認のサインを行う。 |
| ③保管 | 学校で決めた担当者が職員室へ運び保管する。 |
| ④除去食の確認 手渡し | 職員室で受け取った教職員が食札に確認のサインを行う。 本人が直接職員室に取りに来る。 |
| ⑤配膳 | 本人が黄色のお盆で配膳を行う。 |
| ⑥配膳と食べ方 給食指導 | 教諭（学級担任等）が配膳及び喫食状況を確認し、食札に確認のサインを行うとともに、喫食状況欄にチェックを付ける。 |
| ⑦片づけ | 本人が学校で決められた場所に戻す。 |
| ⑧健康観察 | 全職員で行う。 |

エ) 誤配が起きないように細心の注意をはらい、除去食を該当児童生徒が間違えなく食べられるよう配慮する。

オ) 予定献立に変更があった場合、食品の変更、連絡に十分注意する。

②一部弁当・完全弁当を持参する場合

ア) 保護者は気温に応じて持参する弁当に保冷剤や保温容器等を使用し安全に管理できるよう準備する。

イ) 食物アレルギー対応表をもとに、教諭（学級担任等）と本人が当日の対応内容を確認する。

ウ) 学校は、一部弁当・完全弁当を安全かつ衛生的に保管できるよう、本人が職員室へ持参し、給食時間まで職員室で常温管理とする。温め等は行わない。（移動教室等で教室が無人になる場合を考慮し、職員室とする）

エ) 給食時間になったら本人が直接職員室に取りに行く。

オ) 弁当の食べ残しは学校で処分しない。食品衛生および安全管理の観点から、すべて持ち帰るものとする。

5. 学校における食物アレルギー対応の体制について

食物アレルギー対応委員会等を組織し、対応方法の検討・決定し、全教職員への周知等を行う。

参考例

【学校における食物アレルギー疾患対応マニュアル（改訂版）山梨県教育委員会】抜粋

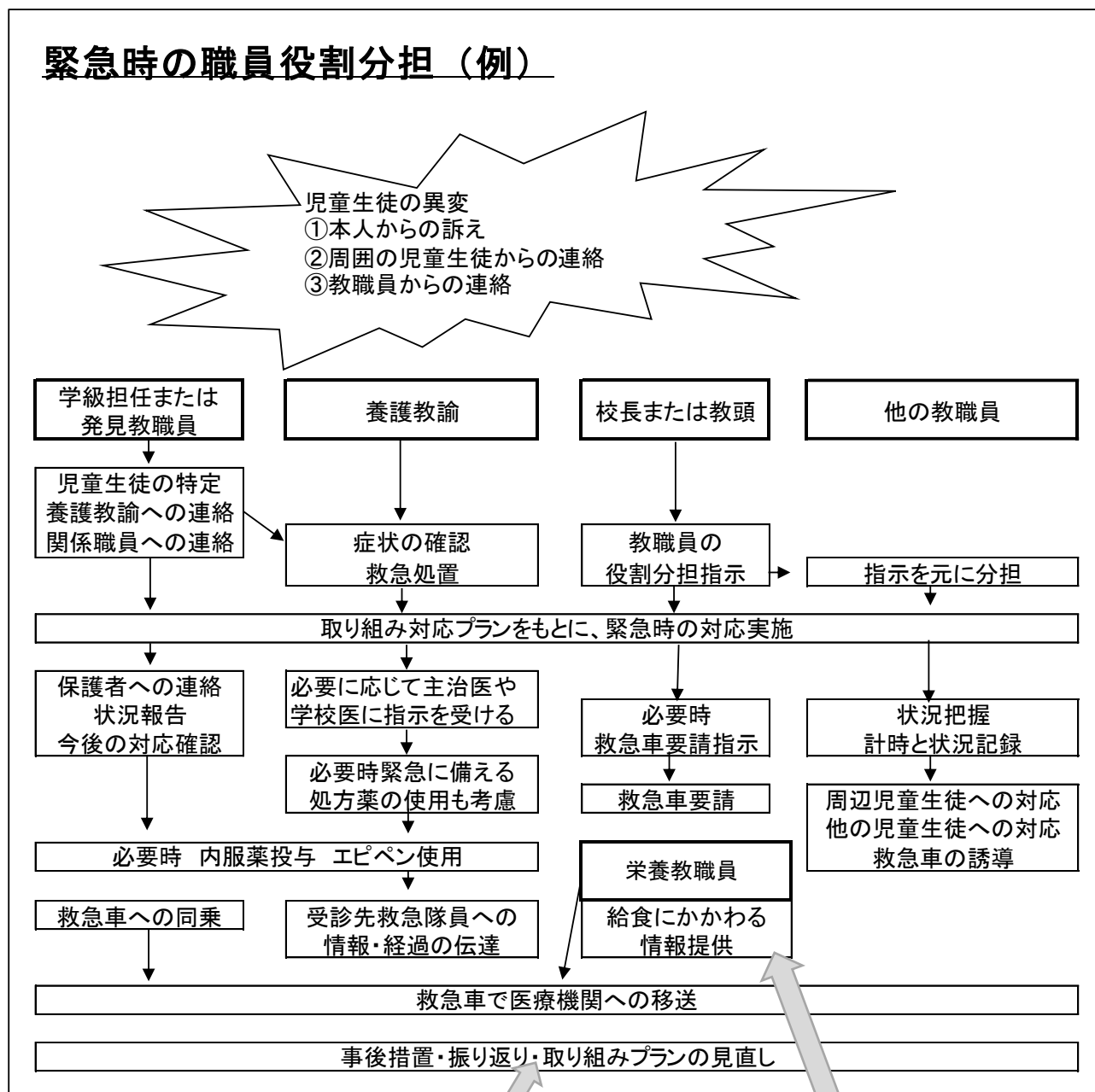
学校での対応

- 対応委員会の設置
 - ・具体的な食物アレルギー対応について、一定の方針を定める
 - ・児童生徒ごとの取り組みプランを作成する
 - ・症状の重い児童生徒に対する支援を重点化する
- 全教職員での対応
 - ・特定の教職員に任せずに、組織的に対応する
- 疾患の理解に向けての研修会、緊急時の実践的な研修の実施

6. 緊急時対応・連絡先等について

食物アレルギー発症時は、山梨県教育委員会作成「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（改訂版）」や各学校における「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に従って対応する。学校給食が原因として疑われる場合は、原因究明や再発防止、食物アレルギー対応内容の再確認等のため、速やかに教育総務課学校給食担当（学校給食センター）へ報告する。

参考例1)



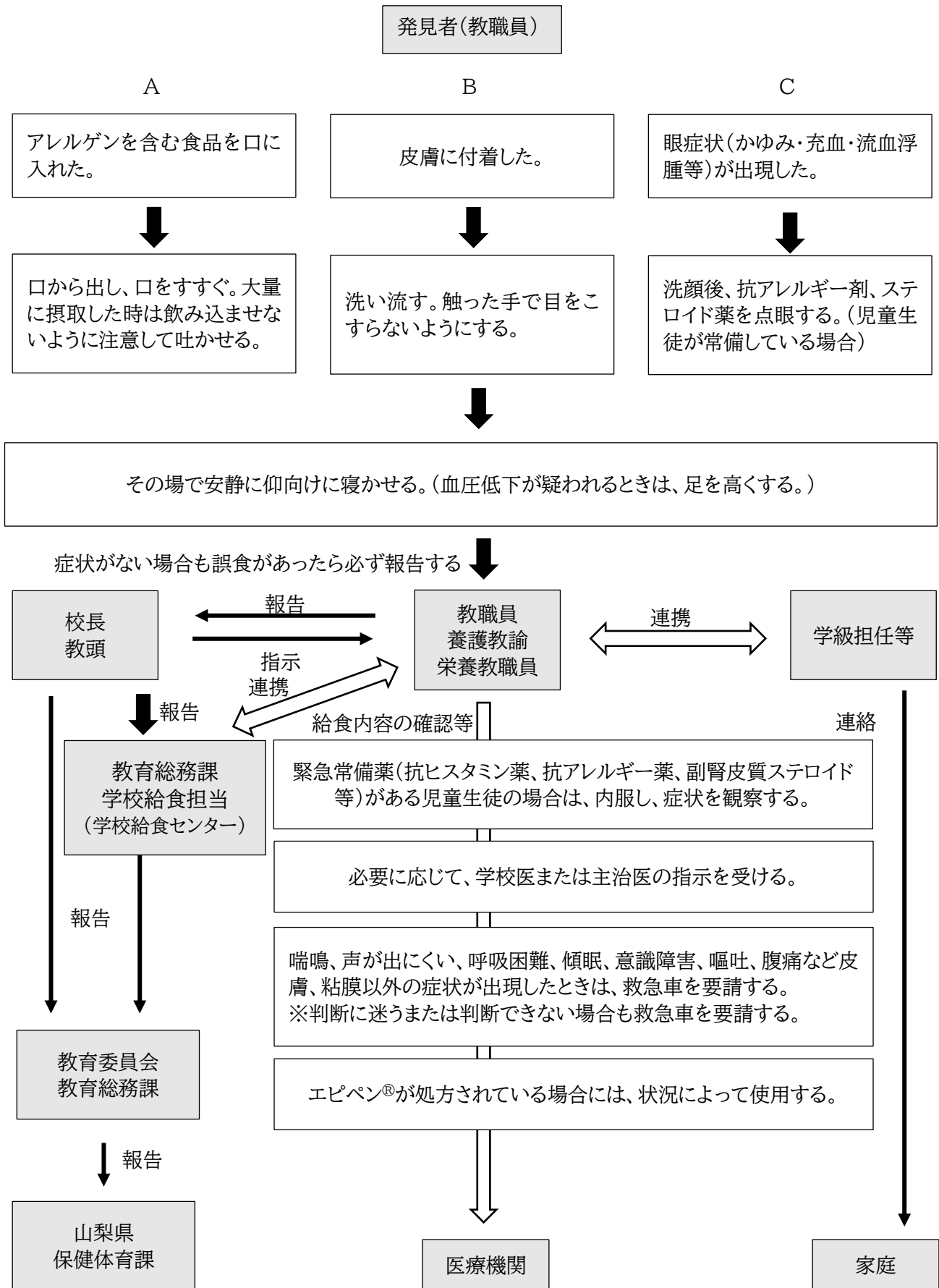
*教育総務課学校給食担当（学校給食センター）への連絡

給食が原因による食物アレルギーであった場合は、教育総務課学校給食担当（学校給食センター）へ連絡する。教育総務課学校給食担当は、学校と連携を図り、原因究明及び再発防止に努める。

給食が原因による食物アレルギーが疑われる場合、教育総務課学校給食担当（学校給食センター）は、学校から食材に関する詳しい資料の提供を求められた際には、速やかに提供する。

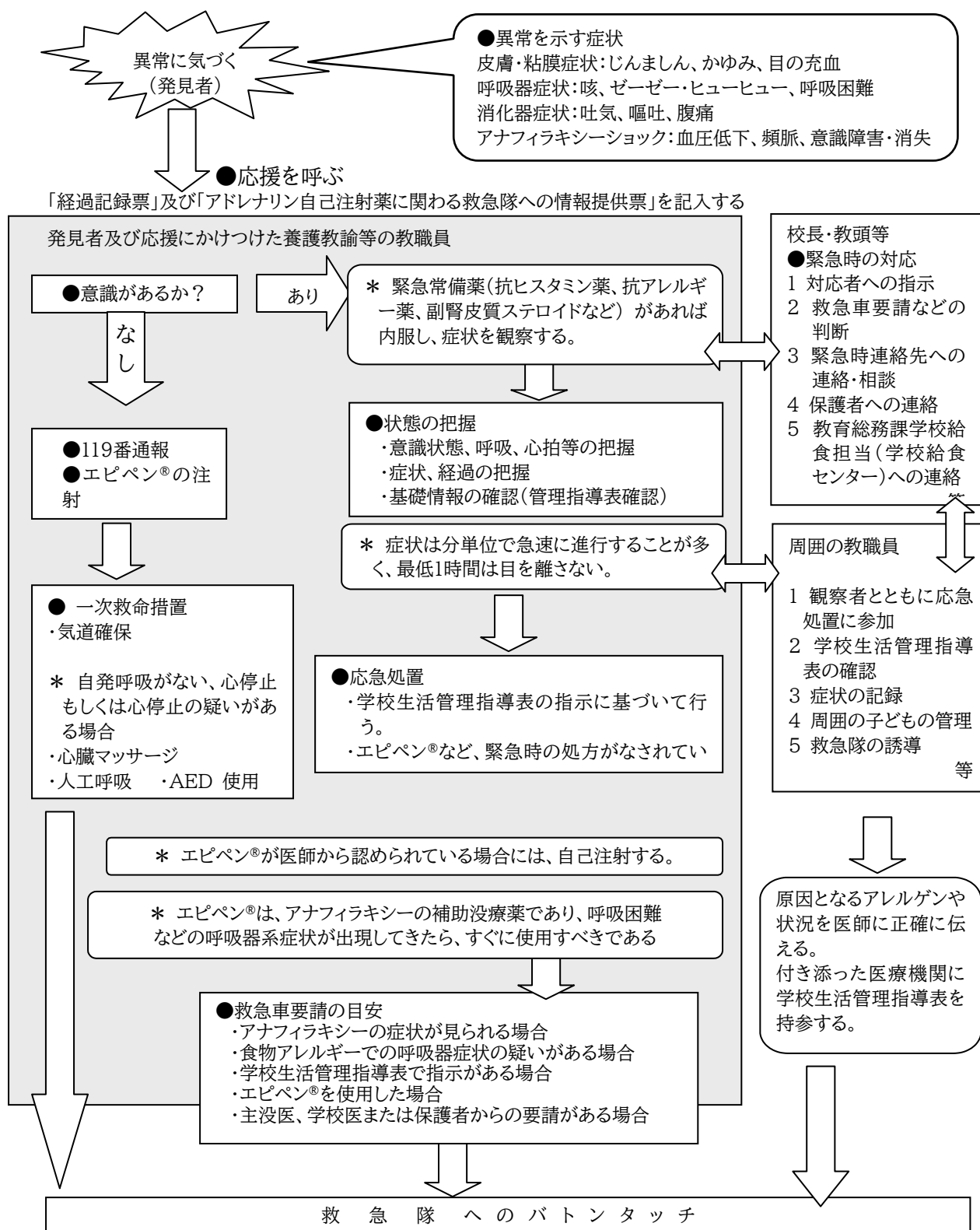
【学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(改訂版)山梨県教育委員会】抜粋・一部付加

参考例2) 発症・給食時の誤食等の対応



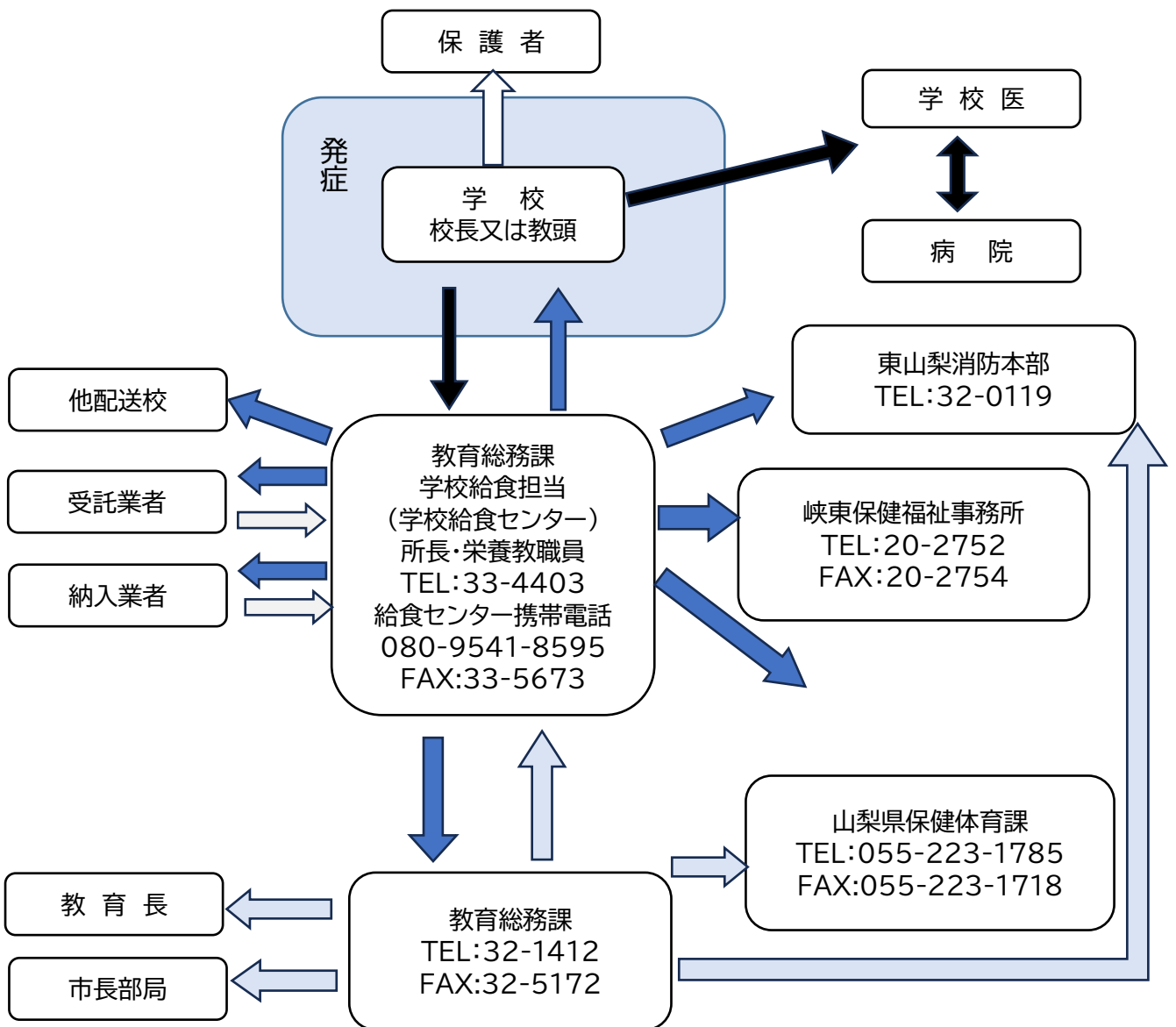
参考例3)

アナフィラキシー発症時の対応の流れ(例)



【学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(改訂版)山梨県教育委員会】抜粋・一部付加

参考例4) 甲州市基本フロー



※大規模発症の場合は、教育総務課長から東山梨消防本部へ出動要請。(他消防本部へ救急車等の派遣依頼を伴うため)

【参考文献・引用文献】

- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン財団法人 日本学校保健会
- ・「食物アレルギーの栄養指導」医歯薬出版株式会社
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」財団法人日本学校保健会(平成21年7月)
- ・「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(改訂版)山梨県教育委員会(平成31年3月)
- ・「食物アレルギー疾患に対する取り組み」北杜市教育委員会(平成25年9月1日改定)
- ・「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」札幌市教育委員会(平成22年3月)
- ・「食物アレルギー対応マニュアル」山梨市教育委員会(令和4年6月改訂)
- ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」富士吉田市教育委員会(令和5年度改訂版)